

「多年度にわたる基金事業のPDCA強化」
に関する事業別のPDCAの枠組み構築状況
(個票)

2023年10月

目次

No.	所管府省庁	基金の名称	基金事業名	頁
1	内閣府 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	中小企業イノベーション創出推進基金	中小企業イノベーション創出推進事業	1
2	総務省	情報通信研究開発基金	革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業	4
3	文部科学省	大学等成長分野転換支援基金	大学・高専機能強化支援事業	7
4	文部科学省	地域中核研究大学等強化促進基金	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業	10
5	文部科学省	大学発新産業創出基金	大学発新産業創出基金事業	13
6	文部科学省	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進事業	16
7	文部科学省	先端国際共同研究推進基金	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究推進事業	19
8	文部科学省	革新的 GX 技術創出事業基金	革新的 GX 技術創出事業(GteX)	22
9	文部科学省	先端国際共同研究推進基金	先端国際共同研究推進プログラム	25
10	厚生労働省	抗菌薬原薬国産化支援基金	抗菌薬原薬国産化事業	28
11	農林水産省	肥料原料備蓄対策事業基金	肥料原料備蓄対策事業	31
12	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(永久磁石)	34
13	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(工作機械・産業用ロボット)	37
14	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(航空機の部品)	40
15	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(半導体)	43
16	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(クラウドプログラム)	46
17	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(蓄電池)	49
18	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(可燃性天然ガス)	52
19	経済産業省	安定供給確保支援基金	安定供給確保支援事業(重要鉱物)	55
20	経済産業省	バイオものづくり革命推進基金	バイオものづくり革命推進事業	58
21	経済産業省	ディープテック・スタートアップ支援基金	ディープテック・スタートアップ支援事業	61
22	経済産業省	リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金	リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業	64

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
基 金 名	中小企業イノベーション創出推進基金
基 金 事 業 名	中小企業イノベーション創出推進事業
基金の造成法人等	(一社) 低炭素投資促進機構 (文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) (公社) 農林水産・食品産業技術振興協会 (農林水産省)
事業概要	基金を造成し、当該基金を活用したスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装するため、先端技術分野を対象に、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証（フェーズ3）を実施する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <p>定期開催 (1) プロジェクトの採択・評価・フォローアップ体制 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省（以下、実施各省）は、基金設置法人と共同して、プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会等の設置・運営を行う。プロジェクトの評価に当たっては、原則としてTRLの上位レベルへの移行時にステージゲート審査を実施の上、評価を行う。プロジェクトのフォローアップに当たっては、プロジェクト毎にプロジェクトリーダー（PL）を選定し、中小企業イノベーション創出推進事業統括プログラムマネージャーと実施各省が連携しながら、成果の社会実装に向けたロードマップを策定し、当該ロードマップの実現に向け、開発工程・開発目標の管理や伴走支援等を実施する。なお、ロードマップについては、フォローアップ委員会における実施者との意見交換や調査活動、関係府省庁・機関との意見交換等を通じて、プロジェクトの成果の円滑な社会実装の促進に向け、政府調達、標準化、規制緩和、利活用環境の整備、導入普及促進等初期市場創出のための具体策を盛り込んだ上で、当該基金事業実施期間中に对外公表を行う。※プロジェクトによって点検の時期は異なる。</p> <p>定期開催 (2) フェーズ3基金事業の実施各省における統括体制 実施各省は、本事業全体を統括・管理する者として、中小企業イノベーション創出推進事業統括プログラムマネージャー（以下、統括PM）を指名するとともに、統括PM及びプロジェクト関係課室が構成員となる統括運営委員会を設置し、採択したプロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための管理・調整を行う。</p> <p>定期開催 (3) フェーズ3基金事業全体の管理体制 内閣府は当該基金事業担当部局等を構成員となるSBIRフェーズ3関係各省責任者会議において、実施各省による採択したプロジェクトの進捗及び補助金執行状況の適切性等の報告を踏まえ、執行状況の適正性・進捗等の確認を行う。</p> <p><実施体制> 内閣府： 実施各省への事業全体監督、総合調整、SBIRフェーズ3関係各省責任者会議の設置・運営。</p> <p>実施各省： 基金設置法人への指導・監督、統括PMの指名、統括運営委員会の設置・運営。</p> <p>基金設置法人： 実施各省と共同して、プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会等の設置・運営、プロジェクトの公募・採択、PLの選定。</p>	

SBIRフェーズ3関係省庁責任者会議：
執行状況の適正性・進捗等の確認。

統括運営委員会：
実施各省において採択したプロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための
管理・調整。

プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会：
プロジェクト毎の進捗確認、ロードマップの検討・策定。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 実施各省または基金設置法人ホームページ

公表時期 期末後2か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

技術実証期間中に、実施各省及び基金設置法人による、実証の進捗状況・成果等において評価を行うステージゲート審査を行い、その評価を踏まえ、予算配分及び実証計画の見直し等を行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

実施各省及び基金設置法人が運営する統括運営委員会及びフォローアップ委員会には公募分野やスタートアップ等に精通した外部専門家も取り入れてプロジェクトの進捗等を管理。

【備考】

「中小企業イノベーション創出推進事業」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>政府は、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、SBIR(Small/Startup Business Innovation Research)制度についても強力的に推進していくこととされている。</p> <p>本計画を踏まえ、スタートアップの有する先端技術の早期の社会実装を強力に推進していくため、SBIR制度の抜本拡充として令和4年度第2次補正予算において、措置された。</p>	<p>内閣府において2,060億円を措置した上で、各省に以下の予算の移替えを実施。</p> <p>予算： 695億円(文部科学省) 53億円(厚生労働省) 467億円(農林水産省) 542億円(経済産業省) 303億円(国土交通省)</p>	<p>基金を造成し、当該基金を活用したスタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装するため、先端技術分野を対象に、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証(フェーズ3)を実施する。</p>	<p>大規模技術実証プロジェクトの実施。</p> <p>【測定指標】 令和5年度以降のプロジェクト実施件数</p> <p>(文部科学省) 4件 (厚生労働省) 2件 (農林水産省) 14件 (経済産業省) 6件 (国土交通省) 13件</p>	<p>各省における大規模技術実証プロジェクトへの支援を通じて、以下のアウトカムの実現を図る。</p> <p>(文部科学省) ①宇宙輸送:国内全ての衛星を基幹ロケットと国内民間ロケットで打ち上げ、かつ、海外需要を取り込み、2030年代早期の宇宙市場規模8兆円への拡大に貢献。 ②スペーステック:軌道上サービス等関連世界市場のシェア10%を獲得。 ③核融合:市場規模1兆円以上のうち一定のシェア獲得や本事業における投資額の3倍以上の累計売上高。 ④防災:本事業における投資額の8倍以上の累計売上高や、当該市場におけるシェア10%の獲得</p> <p>(厚生労働省) ①AIホスピタル:診断・診療支援AIシステム市場の民間市場規模予測(2026年160億円)を超えることに貢献。 ②健康長寿社会:健康寿命延伸プログラムにおける2040年の具体的な目標(男性:75.14年以上 女性:77.79年以上)の実現に貢献。</p> <p>(農林水産省) ①ゲノム編集:世界市場16兆円(2030年)のうち、作物で0.1%(160億)知財で1%(1600億)の獲得 ②フードテック:代替タンパク質の国内市場の創出(2050年に1790億円予測)に貢献 ③スマート農畜林水産業:食品産業:収穫ロボットの内市場795億円(2030年)のうち、10%(80億円)の獲得 ④木質バイオマス:2030年に国内芳香族ポリマー出荷量の2%を代替し売上300億円を目指す等</p> <p>(経済産業省) ①衛星リモートセンシング:市場規模を6,000億円(2020年)から12兆円規模の拡大に貢献。政府等からの大型調達の実現。 ②月面ランダー:年間500億円以上の市場創出(2030年頃) ③空飛ぶクルマ:1兆5千億ドル市場への成長予想(全世界:2040年)のうち一定のシェア獲得 ④小型~大型のドローン:市場規模の9,000億円の実現に貢献(2028年)。行政等現場での活用拡大。 ⑤高精度3次元地図:2027年度に国内外で800億円の市場規模の拡大に貢献。 ⑥小規模分散型水循環インフラ:2027年度に200億円、2030年度に国内外で1兆円の市場規模の拡大に貢献。</p> <p>(国土交通省) 本事業における投資額の8倍以上の累計売上高を実現。</p>	<p>スタートアップ等による先端技術分野の成果の社会実装を強力に推進する。</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	総務省
基 金 名	情報通信研究開発基金
基 金 事 業 名	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）
事業概要	<p>NICTにおいて以下の取組を実施するため、NICTに対し情報通信研究開発基金に充てるための補助金を交付する。</p> <p>①研究開発プロジェクトの実施者による自らの投資も含め社会実装や海外展開に向けた戦略と覚悟を持った取組に対する重点的な支援</p> <p>②中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発</p> <p>③電波の有効利用に資する技術の研究開発</p>
(1)具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2)事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <p>プロジェクト 総務省の情報通信審議会に設置したWGにおいて、本基金事業の重点支援対象である社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムで実施する各研究開発プロジェクトについて、プロジェクトの実施期間中に、プロジェクトの主要な企業等の経営者に毎年度WGへ出席して事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明させること等により、事業面からのモニタリングを定期的を実施するとともに、プロジェクト終了後も必要に応じて事業面からのモニタリングを実施。</p> <p>6月末 NICTは、外部評価委員会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施。毎事業年度終了後3か月以内に総務大臣あてに評価結果を提出するとともに、公表。</p> <p>8月頃 国立研究開発法人審議会（国研審）において、業務の実績に係る自己評価について意見交換等を実施。</p> <p>9月頃 NICTの自己評価及び国研審での意見交換等を踏まえ、総務大臣による業務の実績に関する評価を実施</p> <p>9月末 NICTは、NICT法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に総務大臣あてに当該事業年度の基金事業に係る業務報告書を提出。</p> <p>11月頃 総務大臣は、NICT法に基づき、NICTから提出された基金事業に係る報告書に意見を付して、国会に報告。</p> <p>開始から1～2年目 各研究開発プロジェクトの開始1～2年経過後にステージゲート評価を実施し。プロジェクトの継続又は中止、及び（継続の場合）後年度の事業額について決定。</p> <p>※プロジェクトの採択・評価はプログラム毎に実施し、必要に応じたタイミングで行う。</p> <p><実施体制> 総務省： 基金運用方針の作成・公表、NICTに対する基金補助金の交付、WGの事務局運営、本基金事業に係る政策面からの評価・モニタリング、本基金事業の執行状況に係る国会報告等を実施する。</p> <p>NICT： 基金運用方針等に基づき、基金の造成及び適正な管理・運用、プロジェクトの公募に先立つ予備調査及び</p>	

公募対象とする技術分野の選定、当該技術分野等を記載した応募要領等の公表、プロジェクトの公募・審査・採択、外部有識者で構成する評価委員会の設置・運営、プロジェクト実施者への交付／契約・支払、プロジェクトの成果のとりまとめ・公表、四半期ごとの基金残高の公表等の事務を実施する。

また、プログラムディレクターを設置してプロジェクトの指導・監督や技術面の助言等を実施するほか、国内外の市場・技術の動向（知財・標準化動向も含む）等の調査、インターネットや各種イベント等を通じた情報発信等を実施するとともに、研究開発支援を通じて、プロジェクトの実施者間の調整・連携を促進し、当該実施者に対してオープン&クローズ戦略も含めた戦略的な知財・標準化や社会実装・海外展開を促進するなど、本基金事業の成果の最大化に向けた取組を総務省と連携して積極的に進める。

革新的情報通信技術プロジェクトWG（情報通信審議会情報通信技術分科会技術戦略委員会に設置）：経営・ビジネス等の知見を有する外部有識者で構成し、社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムについて、事業面からの適切な評価の在り方の検討、採択評価への参画（事業面の審査）、事業面からのモニタリングを実施する。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 NICTのHP

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・研究開発プロジェクトの開始1～2年経過後に行なうステージゲート評価の結果を踏まえ、プロジェクトの継続又は中止、及び（継続の場合）後年度の事業額について決定することとしている。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・情報通信技術分野等の大学関係者、企業等の外部専門家12名（令和5年9月時点）が参画する国立研究開発法人審議会の情報通信研究機構部会において、基金の進捗管理等も含めた当該機構の各取組に対する評価を毎年度実施する。
- ・各研究開発プロジェクトについては、NICTに設置した情報通信分野等の外部有識者で構成される評価委員会において採択評価、ステージゲート評価等の評価を実施する他、重点支援対象である社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムで実施する各研究開発プロジェクトについては、情報通信審議会に設置した技術の社会実装等に知見のある外部有識者6名で構成するWGによる事業面からのモニタリングを毎年度実施する。

【備考】

「革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への影響)
<p>次世代情報通信インフラ (Beyond 5G (6G)) は、あらゆる産業や社会活動の基盤となり、国境を越えて活用されることが見込まれる。</p> <p>世界的に開発競争が激化しており、我が国としても強みを有する技術分野を中心として、研究開発を強力に推進することが必要。</p> <p>グローバルな視点で、事業面・戦略面を見通した開発・実装を推進することが必要。</p>	<p>令和4年度第2次補正予算：662億円</p> <p>令和5年度当初予算：150億円</p>	<p>① 研究開発プロジェクトの実施者による自らの投資も含め社会実装や海外展開に向けた戦略と覚悟を持った研究開発を支援(助成)</p> <p>② 中長期的な視点で取組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発を実施(委託)</p> <p>③ 電波の有効的な利用に資する技術の研究開発を実施(委託)</p>	<p>① 社会実装・海外展開に向けた野心的な目標※を持ったプロジェクトの組成</p> <p><small>※「革新的情報通信技術 (Beyond 5G (6G)) 基金事業に関するQ&A」等を参照</small></p> <p>② Beyond 5G (6G) の中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のためのプロジェクトの組成</p> <p>③ Beyond 5G (6G) の電波の有効利用に資するプロジェクトの組成(電波利用料財源)</p>	<p>【短期】</p> <p>① 多くのプロジェクトにおいて、野心的な目標の達成に向けて着実な進捗が見られること</p> <p>② 優れた要素技術の確立や技術シーズの創出に向けて、着実な進捗が見られること</p> <p>③ 優れた電波法第103条の2第4項第3号に規定する技術の確立に向け、着実な進捗が見られること</p> <p>【長期】</p> <p>① 半数以上のプロジェクトにおいて、提案時に定めた野心的な目標が達成されること</p> <p>② 多くのプロジェクトにおいて優れた成果が認められること</p> <p>③ 多くのプロジェクトにおいて優れた成果が認められること</p>	<p>Beyond 5G (6G) はあらゆる産業や社会活動の基盤となるものであり、我が国発の技術を社会実装・海外展開することにより、国際競争力強化、経済安全保障の確保を実現</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	大学等成長分野転換支援基金
基 金 事 業 名	大学・高専機能強化支援事業
基金の造成法人等	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
事 業 概 要	デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部再編等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、機動的かつ継続的な支援を行う。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p>＜点検・評価の流れ＞</p> <p>公募実施 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」）が、公募要領や審査要項を策定し、公募を行う。公募要領等の策定に当たっては、機構に置かれる外部専門家から構成される大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下「選定委員会」）の意見を伺う。</p> <p>選定 選定委員会は、大学・高専からの申請書を審査し、選定候補となる大学・高専を決定し、機構に報告する。機構は、当該報告を踏まえて大学・高専を選定する。</p> <p>選定後 機構から選定大学・高専に助成金を交付し、事業を実施する。事業計画の実施状況について、選定大学・高専において定期的に自己点検・評価を実施するとともに、機構において以下のフォローアップを実施する。フォローアップに関しては、選定委員会の意見を伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、実績報告書を各選定大学・高専から機構に提出。 ・ 各大学・高専の事業概要や取組の実施状況等を機構ウェブサイト上で公表。 ・ 機構において各大学・高専における取組の効果を測定し、その結果を公表。 ・ 機構が毎年度1回開催する機能強化会議への参加。 <p>年に1回 機構は毎年度、助成業務等に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出する。文部科学大臣は、これに意見を付して国会へ報告する。</p> <p>＜実施体制＞</p> <p>文部科学省： 機構の指導・監督、助成業務等に関する国会報告</p> <p>機構： 事業の公募、選定、選定大学・高専への助成金の交付、フォローアップ、助成業務等に関する文部科学大臣への報告書の提出</p> <p>選定委員会： 大学・高専からの申請書の審査、選定候補となる大学・高専の決定、公募要領等やフォローアップへのコミットメント</p>	
② 四半期ごとの基金残高等の公表：	
公表場所	機構のHPにて公開
公表時期	期末後2か月以内
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	
<p>毎年度、選定大学・高専から提出を求める実績報告書において、事業の実施に不十分な部分が認められる場合や経費の使途に疑義がある場合には改善を求める。改善が認められない場合は、必要に応じて助成の一</p>	

時中断又は交付決定の取消し等を行い、助成金の一部又は全部の返還を求める。

また、フォローアップの状況等を踏まえ、選定委員会の意見を公募要領等に反映させることにより、次回以降の公募における事業の改善を図る。

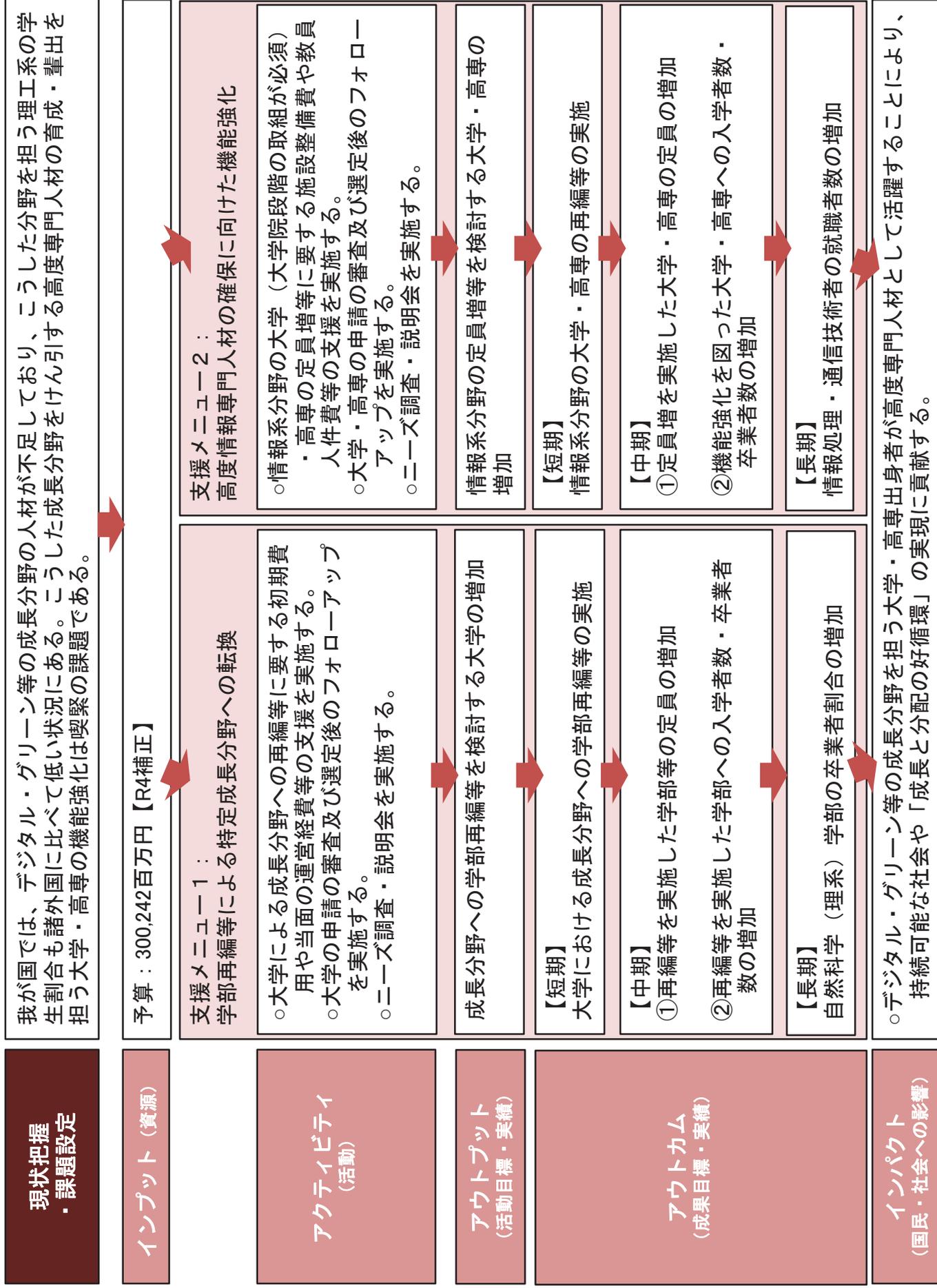
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

大学・高专からの申請書の審査や選定候補の決定、公募要領等やフォローアップへのコミットメントを外部専門家から構成される選定委員会において行っている。

(構成員や議事概要は <https://www.niad.ac.jp/josei/conference/> に掲載)

【備考】

「大学・高専機能強化支援事業」のロジックモデル



P D C A の枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	地域中核研究大学等強化促進基金
基 金 事 業 名	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業
基金の造成法人等	独立行政法人日本学術振興会（JSPS）
事 業 概 要	地域中核・特色ある研究大学の研究力の飛躍的向上に向け、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の構築を前提に、大学として研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップを実現できる環境整備を支援する。具体的には、強みや特色ある研究や社会実装の拠点等を核とした研究力の向上戦略を構築の上、その取組に全学としてリソースを投下する国公立大学を対象に、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハード・ソフト双方の環境構築の取組等を支援する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <p>5 月頃～12 月下旬 JSPSは、文部科学省が設置運営する「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」（以下「事業設計委員会」という。）において、策定した「地域中核研究大学等強化促進基金の運用基本方針」及び「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業の制度骨子」に基づき、事業の公募・審査・採択を実施する。</p> <p>毎年度（時期未定） JSPSは、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会」（以下「事業推進委員会」という。）を設け、各採択大学における進捗等を点検するのに加え、文部科学省とともに伴走支援を行う。 なお、点検結果については必要に応じ事業設計委員会に対し報告する。事業設計委員会は報告をもとに、事業推進委員会に対し大局的な観点から助言を行う。</p> <p>支援開始から3年度目 JSPS・事業推進委員会において、採択大学におけるKPIの達成状況等について、中間年（事業期間3年度目を目途）に評価を実施し、公表する。 JSPS・事業推進委員会は、中間評価の結果を踏まえ、採択大学に対して必要な伴走支援や指導・助言を行うとともに、採択大学はその結果を踏まえ必要に応じて4年度目以降の計画を改定し、助成内容に反映する。 また、JSPS・事業推進委員会は、中間評価の結果を文部科学省・事業設計委員会に報告する。 文部科学省・事業設計委員会においては、事業全体の方向性や伴走支援の充実等について、JSPS・事業推進委員会に対し大局的な観点から助言を行う。</p> <p>支援開始から5年度目 事業推進委員会において、採択大学におけるKPIの達成状況について最終年（事業期間5年度目を目途）に評価を実施し、公表する。 JSPS・事業推進委員会は、最終評価の結果を踏まえ、採択大学に対して今後の展開に必要な助言を行う。 また、JSPS・事業推進委員会は、最終評価の結果を文部科学省・事業設計委員会に報告する。 文部科学省・事業設計委員会は、評価結果や事業の進捗を踏まえつつ、採択大学に対する継続的な支援内容の検討を行い、JSPS・事業推進委員会とともに、必要な支援を実施する（最長10年を目途）。</p> <p><実施体制> 文部科学省： 制度骨子や運用基本方針の策定、独立行政法人日本学術振興会の指導・監督、事業設計委員会の設置・運</p>	

営、採択大学に対する伴走支援。

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会：
制度設計や基本的な方針等についての検討、基金事業全体にかかる評価とそれを踏まえた事業の在り方の検討、大局的な観点からの事業推進委員会への助言

独立行政法人日本学術振興会（JSPS）：
事業の公募、採択大学に対する伴走支援及び進捗管理、事業推進委員会の設置・運営。

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会：
事業申請大学の審査、採択大学の評価及び進捗管理等、事業の進捗及び課題等についての事業設計委員会への報告

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 独立行政法人日本学術振興会HP

公表時期 期末後1か月以内

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

JSPSが設置する事業推進委員会による採択大学毎の中間評価（事業期間3年度目を目途）を踏まえ、JSPSは、採択大学に対して必要な指導・助言（予算配分の見直しを含む）を行うとともに、採択大学はその結果を踏まえ必要に応じて4年度目以降の計画を改定し、助成内容に反映する。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

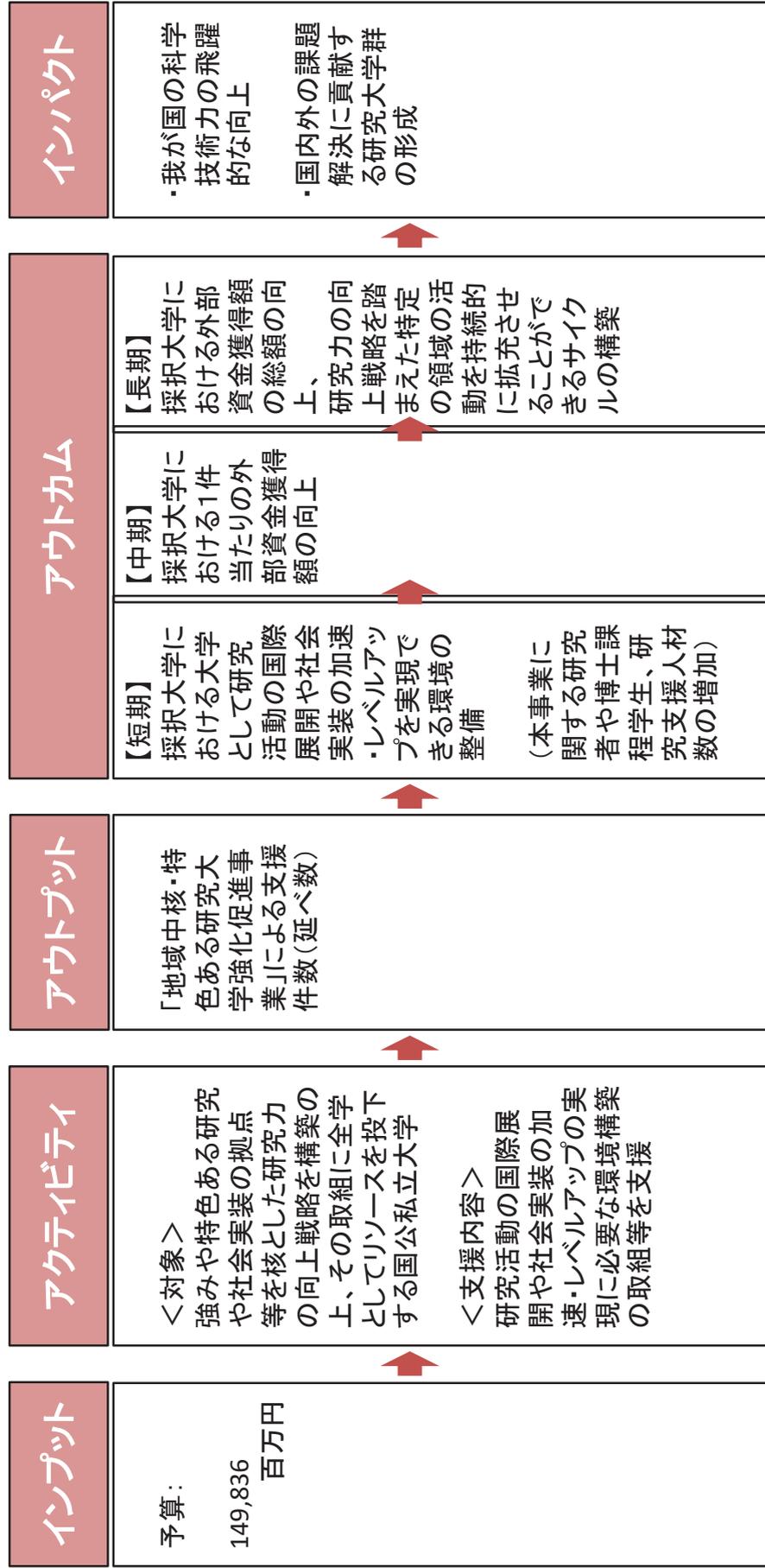
事業全体の評価とそれを踏まえた事業の在り方などについて検討を行う「事業設計委員会」及び公募における審査や採択大学の進捗評価等を行う「事業推進委員会」は、大学経営改革の実績を有する者、組織的な産学連携の取組に関する実績を有する者、研究力を活かした地域課題解決の取組に関する実績を有する者、海外の大学経営改革の知見を有する者をはじめ、多様な専門的知見を有する有識者で構成される。事業設計委員会は10名、事業推進委員会は11名がメンバーとなっている。また、各委員会における議事概要等を公表している。

【備考】

「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」のロジックモデル

現状把握・課題設定

我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠。そのためには、地域中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点等を核に、他分野や学内の他部門への成果の拡張や、若手人材の育成、大学間の効果的な連携を図るなど、波及効果を期待できる戦略を立案・実行していくことを促す施策が必要。



PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	大学発新産業創出基金
基 金 事 業 名	大学発新産業創出基金事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構
事 業 概 要	大学等を中心としたスタートアップ・エコシステムの構築を支援し、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発スタートアップの創出を質・量ともに格段に充実させるとともに、大学等発スタートアップの継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞	
2023年3月	文部科学省において大学発新産業創出基金運用の基本的枠組み策定 基本的枠組みを踏まえ、JSTに外部有識者からなる大学発新産業創出基金ガバニングボードを設置
2023年8月	ガバニングボードにおいて大学発新産業創出基金事業の基本方針を決定
2023年度 (2023年4月～ 2024年2月)	基本的枠組み及び基本方針に基づき、JSTにおいて本基金事業下のプログラムの公募・審査・採択を実施
毎年度（時期未定）	次年度以降も公募等を行うプログラムについて、公募等を実施 研究開発期間が3年以内の課題について、各プログラム委員会において毎年度進捗評価を実施 ガバニングボードにおいて、基金事業全体の進捗状況を確認
支援開始から3年度目	研究開発期間が5年間の課題について、各プログラム委員会において中間評価を実施
支援終了時	全ての研究開発課題について、各プログラム委員会において事後評価を実施
＜実施体制＞	
文部科学省：	
<ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興機構において、事業を適切に実施するため、大学発新産業創出基金運用の基本的枠組みを定め、この中で、有識者からなる大学発新産業創出基金ガバニングボードの設置・運営等を含む基金の総則や基金による事業の枠組み等を提示。事業の進捗等に応じて、本枠組みの改正も実施。 	
科学技術振興機構：	
<ul style="list-style-type: none"> 基金事業を管理する。 ガバニングボードの設置・運営、各プログラム委員会の運営や事業の公募・採択を実施する。 プログラムごとに、プログラムオフィサーと外部有識者からなる委員会を設置し、委員会において課題の審査、選考および評価、進捗状況の把握等を行う。 	
ガバニングボード	
<ul style="list-style-type: none"> 基本的枠組みに沿って、大学発新産業創出基金事業の基本方針を決定する。 事業全体のマネジメント（進捗管理、資金配分等）やその他横断的事項への対応を実施することにより、事業の推進を図る。 	

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 科学技術振興機構のウェブページ（大学発新産業創出基金事業）

公表時期 期末後 1 か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

ガバニングボードにおける進捗確認の結果等に応じて、各プログラムへの予算配分を見直す。また、各プログラムの委員会における進捗評価等の結果に応じて、課題の中止、研究開発費の増減、研究開発期間の延長／短縮を行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

科学技術振興機構に設置したガバニングボードは、大学等発スタートアップ創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者により構成されており、基金の基本方針の策定や事業の基本設計にあたって、これら有識者の知見を取り入れている。また各プログラムの委員会も外部有識者等により構成されており、課題の審査、選考および評価や進捗状況の把握等においてこれら外部専門家等の知見を取り入れている。

【備考】

「大学発新産業創出基金事業」のロジックモデル

現状把握・課題設定

スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する担い手として期待されているが、我が国は米国と比較して起業率が低く、ユニコーン数やベンチャー投資額も米国の80分の1程度に留まる。また、大学等発スタートアップ創出数は、リーマンショック後の落ち込みから回復し、増加傾向にあるものの、米国と比較して4分の1程度。

戦後の創業期に次ぐ、第二の創業ブームを実現し、我が国の持続可能な成長に繋げていく上で、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの形成や、グローバル市場に果敢に挑戦する大学発スタートアップの創出が、十分に進んでいない。

インプット
(資源)

予算：
98,766
百万円

アクティビティ
(活動)

① ディープテックの優れた研究成果を基に、国際市場への展開を目指す大学等発スタートアップの創出に向けて、課題の事業化と研究開発を一体的に推進。
② スタートアップ・エコシステム共創プログラムを通じて、大学等発スタートアップの継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを拠点都市プラットフォーム、地域プラットフォーム及び中心的な役割を果たす大学等に形成。

アウトプット
(活動目標・実績)

① 採択課題数
② 本プログラムで支援するプラットフォーム数

アウトカム
(成果目標・実績)

【短期・中期】
①② 大学等発の研究成果の事業化支援件数
【長期】
①② 本基金事業で創出する大学等発スタートアップの外部資金調達額

インパクト
(国民・社会への影響)

・革新的な製品・サービスによる社会課題の解決及び豊かな国際社会の実現
・事業成長による我が国の雇用創出及び経済成長の実現
・成功事例を積み重ね、より多くの人材が大学等発スタートアップの創出・育成を志す
・大学等においてステークホルダーと連携を図り学内のルールや体制を整備

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	先端国際共同研究推進基金
基 金 事 業 名	先端国際共同研究推進事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
事 業 概 要	高い科学技術水準を有する欧米等先進国を対象として、政府主導で設定する先端分野における大型国際共同研究への支援を行う。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>※流れは第1回公募のスケジュールに基づいて記載。</p> <p>6月～翌年1月頃 ・ 科学技術振興機構は、政府主導で設定された分野・領域、国・地域を対象として、研究課題の公募（審査・採択・交付）を実施。</p> <p>翌年2月～5月頃 ・ 科学技術振興機構は、審査の結果等を踏まえ、運営統括（PD）、研究主幹（P0）の他、必要に応じて外部有識者（各分野に知見を持つ学識経験者）の助言を受けながら、事業運営や次期公募について検討。</p> <p>翌年6月～8月頃 ・ 科学技術振興機構は、自己評価委員会及び自己評価委員会分科会により、前年度における業務の実績について自ら評価を実施し、事業運営に反映する。</p> <p>翌年9月頃 ・ 科学技術振興機構の自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施。</p> <p>開始から3年目 ・ 科学技術振興機構は本事業及び課題の評価を行う。本事業の中間評価は、PDが中心となりP0や外部有識者を招へいして、JST内部で開始3年目を目処に1回実施することとする。課題評価は、P0が中心となり課題開始後3年程度の時期を目安として、課題ごとに、国際共同研究の進捗状況及び研究成果を把握し、これを基に適切な予算配分、研究計画の見直しを行う等により、被評価者の研究運営及び科学技術振興機構の事業運営の改善に資することを目的とする。</p> <p>・ 必要と認める課題については時期を問わず中間評価を実施し、評価結果に応じて研究課題の早期終了の措置を行うこととしている。</p> <p>※翌々年度4～6月に実施する基金シートによる基金の定量的な評価等も随時活用。</p> <p><実施体制></p> <p>文部科学省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のPDCAに関する点検等。 <p>科学技術振興機構：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の公募・採択及び運営。 <p>【科学技術振興機構に設置】</p> <p>自己評価委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長、理事により構成。分科会からの意見を業務実績等報告書として取りまとめ、自己評価を審議する。 <p>自己評価委員会分科会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者により構成。自己評価に関する意見を取りまとめ、結果を自己評価委員会に報告する。 	

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 国立研究開発法人科学技術振興機構HP

公表時期 期末後2か月以内目途

(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・科学技術振興機構は、全ての個別研究課題について、毎年度末に研究成果等の報告を受領するとともに、PD、POの意見を踏まえつつ、各課題の研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直しを含む）が必要であるか検討し、次年度の公募計画を見直すとともに、予算配分等へ反映する。

(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・AI・情報、バイオ、エネルギー、マテリアル、量子、半導体、通信の各分野における学識経験者計80名以上から審査の結果等への助言を受けながら、事業運営や次期公募について検討する。また、学識経験を有する外部有識者2名を含む計4名の委員により構成する自己評価委員会分科会から、科学技術振興機構による業務実績に係る自己評価への意見を聴取し、事業運営に反映する。

【備考】

「先端国際共同研究推進事業」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への影響)	
<ul style="list-style-type: none"> ① 国際共著論文数の低下 ② 研究者交流の停滞 ③ 欧米等先進国が実施する規模の国際共同研究への対応 ④ 日本人研究者の国際科学トップサークルからの脱落、若手人材の育成機会の損失 	<p>予算：44,100百万円</p>	<p>高い科学技術水準を有する欧米等先進国を対象として、政府主導で設定する先端分野における大型国際共同研究を支援し、国際頭脳循環を促進</p>	<p>【活動目標】 国際共同研究の抜本的強化</p> <p>【活動指標】 研究課題数</p>	<p>【短期成果目標】 事業を通じた世界トップレベル研究成果の創出</p> <p>【成果指標】 ① 本事業を通じた海外への研究者の派遣者数 ② 本事業を通じた海外からの研究者の受け入れ者数</p>	<p>【長期成果目標】 我が国における世界トップレベル研究成果の創出</p> <p>【成果指標】 本事業を通じた国際共著論文数</p>	<p>欧米等先進国との国際共同研究を通じて、国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入が図れるとともに、優秀な若手研究者のコネクションが強化される。これにより、長期的な国際連携ネットワークの構築につなげ、我が国の研究力の向上に貢献する</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省						
基 金 名	先端国際共同研究推進基金						
基 金 事 業 名	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業						
基金の造成法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）						
事 業 概 要	グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けて、今後創設するキャンパスの整備に先駆けたスタートアップ創出に向けた取組の加速や同構想において協力が想定される海外トップ大学等との関係構築・強化のため、当該大学等との国際共同研究を推進する。						
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)							
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表							
<p>本事業は、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けて、スタートアップ創出に向けた取組の加速や同構想において協力が想定される海外トップ大学等との関係構築・強化を、今後創設するキャンパスの整備に先駆けて行うために、当該大学等との国際共同研究を進めることとしている。</p> <p>現在、内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室において、当該大学等との協議を踏まえ構想を検討している最中であり、現時点では定期的な点検等に関する仕組みは決定していない。</p> <p>その上で、一般的な事業としては、以下のとおり、定期的な点検・評価等を行うことになると考えられる。</p> <p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <table border="0"> <tr> <td>四半期毎</td> <td>四半期毎に支出状況の確認を行い、JSTのHP等において公表する。</td> </tr> <tr> <td>年一回 期末報告会 1-2月頃</td> <td>各年度の期末に、採択事業の成果と次年度以降の研究計画についての点検・評価を行い、その結果を研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等に適切に反映する。また、必要に応じて外部の専門家等を評価者とする外部評価等を実施・活用する。</td> </tr> <tr> <td>終了時評価</td> <td>研究開発プログラムの終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため、事後評価を実施する。</td> </tr> </table> <p><実施体制> 文科省： 内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室が今後定める基本構想に基づき、基金事業が適切に実施されるよう、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の年度評価等を通じて実施状況を評価する。</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）： 同構想に基づき、公募事業の設計、公募・採択・契約、予算管理、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： 公表場所：国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）HP 公表時期：期末後1か月以内目途</p>		四半期毎	四半期毎に支出状況の確認を行い、JSTのHP等において公表する。	年一回 期末報告会 1-2月頃	各年度の期末に、採択事業の成果と次年度以降の研究計画についての点検・評価を行い、その結果を研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等に適切に反映する。また、必要に応じて外部の専門家等を評価者とする外部評価等を実施・活用する。	終了時評価	研究開発プログラムの終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため、事後評価を実施する。
四半期毎	四半期毎に支出状況の確認を行い、JSTのHP等において公表する。						
年一回 期末報告会 1-2月頃	各年度の期末に、採択事業の成果と次年度以降の研究計画についての点検・評価を行い、その結果を研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等に適切に反映する。また、必要に応じて外部の専門家等を評価者とする外部評価等を実施・活用する。						
終了時評価	研究開発プログラムの終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため、事後評価を実施する。						
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映							
<p>本事業は、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けて、スタートアップ創出に向けた取組の加速や同構想において協力が想定される海外トップ大学等との関係構築・強化を、今後創設するキャンパスの整備に先駆けて行うために、当該大学等との国際共同研究を進めることとしている。</p> <p>現時点では、内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室において、当該大学等との協議を踏まえ構想を検討している最中であり、進捗評価を受けた後の予算配分への反映の仕組みについては現時点では定まっていない。</p>							

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

本事業は、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けて、スタートアップ創出に向けた取組の加速や同構想において協力が想定される海外トップ大学等との関係構築・強化を、今後創設するキャンパスの整備に先駆けて行うために、当該大学等との国際共同研究を進めることとしている。

現時点では、内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室において、当該大学等との協議を踏まえ構想を検討している最中であり、現時点で外部専門家の知見を取り入れる仕組みは定まっていない。

【備考】

「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業」のロジックモデル

現状把握・課題設定

グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現に向けて、今後創設するキャンパスの整備に先駆けたスタートアップ創出に向けた取組の加速や同構想において協力が想定される海外トップ大学等との関係構築・強化のため、当該大学等との国際共同研究の進捗状況等に合わせた弾力的な支援を行うための基金を創設し円滑な事業を推進することが必要。



P D C A の枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	革新的GX技術創出事業基金
基 金 事 業 名	革新的GX技術創出事業（GteX）
基金の造成法人等	国立研究開発法人科学技術振興機構
事 業 概 要	「GX実現に向けた基本方針」において、今後10年を見据えた対応方針が示されている中で、日本のアカデミアの将来的な貢献が特に期待できる領域として「蓄電池」「水素」「バイオものづくり」を設定し、大学等のトップレベルの研究者がオールジャパンの統合的な「チーム型」で行う研究開発を支援する。各領域において、基礎研究の成果を挙げるにとどまらず、将来的に、温室効果ガス削減効果・経済波及効果に対して量的な貢献が期待でき、産業界の抱えるボトルネックの解決と、それによる研究開発等への投資拡大への貢献が期待できる技術課題を特定した上で研究開発を実施する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <p>年1回程度 科学技術振興機構は、各領域において領域運営会議等を実施し、各研究開発課題の進捗状況等に関する報告を受け、研究開発の進捗管理を行う。 ※領域によって時期は異なる。 ※必要に応じて、複数回実施する場合もある。 ※その他、適宜、サイトビジット等を通じて進捗管理を行う。</p> <p>1～2月頃 科学技術振興機構は、各研究開発課題の進捗等を踏まえ、研究開発課題の全体計画や予算の見直し、次年度の計画の策定を行う。</p> <p>3～4月頃 科学技術振興機構は、策定した研究開発課題の計画に沿って委託研究契約を締結する。</p> <p>毎年度 文部科学省は、科学技術振興機構より事業の進捗について報告を受ける。</p> <p>また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する。</p> <p>研究開発開始から原則3年目 科学技術振興機構は、各領域において、研究開発課題開始から原則3年目にステージゲート評価を実施する。評価結果等を踏まえて研究開発費の増減、課題の融合、課題の早期終了（中止）等を行い、文部科学省に報告する。</p> <p>研究開発開始から原則5年目 科学技術振興機構は、各領域において、研究開発課題開始から原則5年目にステージゲート評価を実施する。評価結果等を踏まえて研究開発費の増減、課題の融合、課題の早期終了（中止）等を行い、文部科学省に報告するとともに、事業全体の評価を行う。</p> <p><実施体制> 文部科学省： 基本方針、研究開発方針の策定・見直し、科学技術振興機構の指導・監督、革新的GX技術開発小委員会の設置・運営。</p> <p>科学技術振興機構： 事業計画の策定・見直し、プログラムディレクター（PD）・プログラムオフィサー（PO）の任命、革新的GX技術推進委員会の設置・運営、研究開発課題の公募・審査・採択、進捗状況等についての管理、研究開</p>	

発課題の評価の実施等。

革新的GX技術開発小委員会：

基本方針、研究開発方針の審議、事業運営等に対する助言等。

プログラムディレクター（PD）：

事業の運営全般の統括、研究開発の全般的なマネジメントの実施。事業計画の策定・見直し、予算を含む領域横断事項の調整、各領域における採択課題の決定、ステージゲート評価結果に基づく研究開発課題の継続・中止の決定等。

革新的GX技術推進委員会：

事業運営上の重要案件（事業計画の策定・見直し、予算を含む領域横断事項の調整、各領域における採択課題の決定、ステージゲート評価結果に基づく研究開発課題の継続・中止の決定等）に係るPDへの助言。

プログラムオフィサー（PO）

PDの全体統括の下、担当領域における各研究開発課題を含めた領域全体のマネジメント、採択候補課題の選考、サイトビジット等を通じた研究開発の進捗管理や各チームへの指示、ステージゲート評価等の実施等。

② 四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 科学技術振興機構HP

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・ 基金事業全体については、レビューシートや基金シートを通じて定量的評価を行っていくとともに、適宜、革新的GX技術開発小委員会にて事業の実施内容、運営等に関し助言を行い、必要に応じて文部科学省において基本方針・研究開発方針に反映するほか、科学技術振興機構での事業運営に反映していくこととする。
- ・ 各研究開発課題について、毎年度、科学技術振興機構において研究成果等の実績報告を受領するとともに、PD、POによる研究開発の進捗管理等を行う。また、研究開発課題開始から原則3、5年目にステージゲートを設け、PD、POが研究開発課題の評価を実施する。評価等を踏まえ、科学技術振興機構は、事業の進捗や成果に応じた研究開発課題の加速・縮小・中止など、予算配分の見直しを行い、その結果を、文部科学省へ報告する。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・ 産業界を含む、カーボンニュートラル関連分野の外部有識者計16名で構成される革新的GX技術開発小委員会を設置し、本事業の基本方針、研究開発方針の審議、事業運営等に対する助言等を行うこととしている。
- ・ 産業界を含む、カーボンニュートラル関連分野の外部有識者計8名からなる革新的GX技術推進委員会を設置し、PDの実施するマネジメントに対して助言を行うこととしている。
- ・ 各領域（「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」）において、関連する研究分野を専門とする外部有識者（領域アドバイザー）をそれぞれ約10名任命し、POの実施するマネジメントに対して助言を行うこととしている。

【備考】

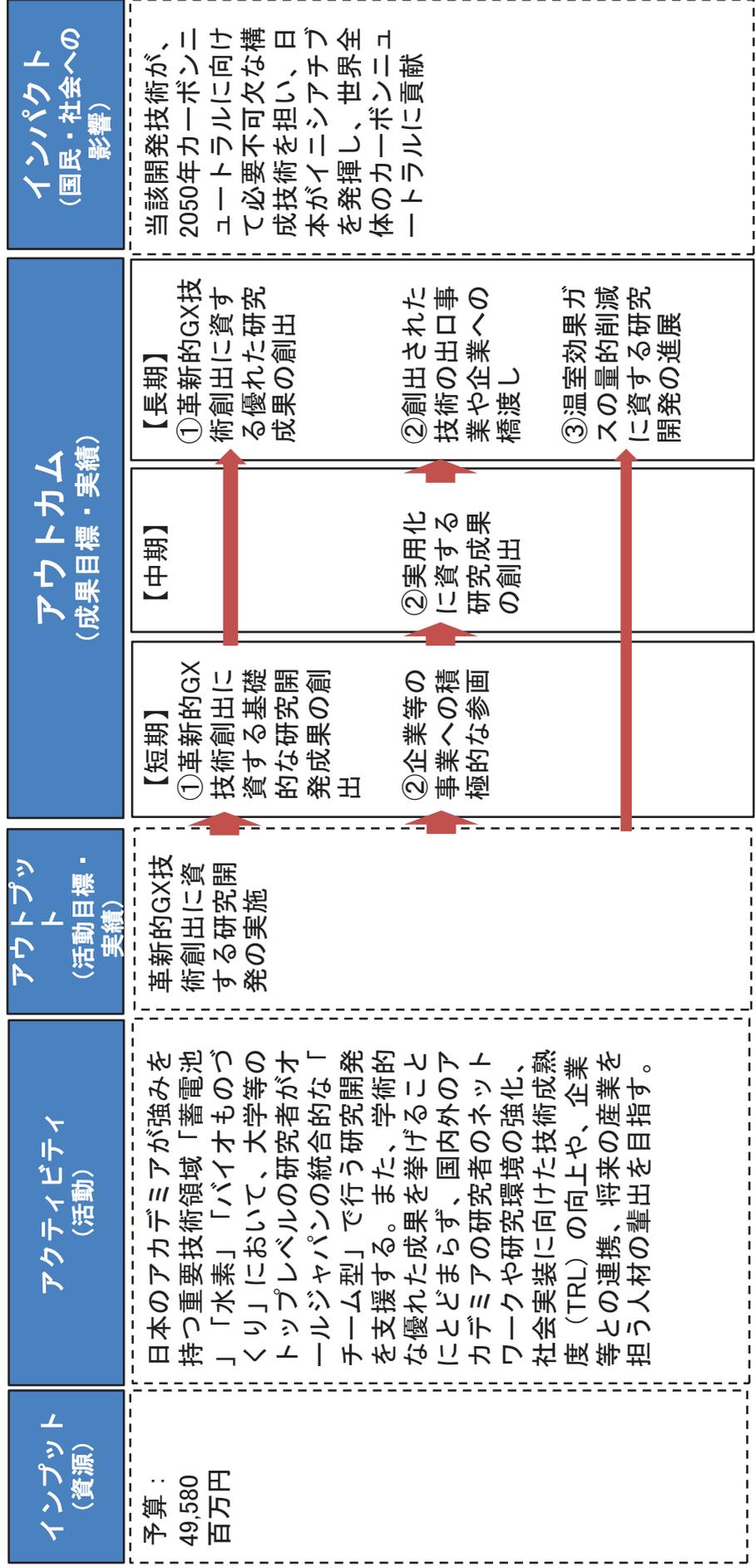
「革新的GX技術創出事業(GteX)」のロジックモデル

現状

- ・ 世界各国においてカーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速し、GX関連投資も急速に拡大している。
- ・ 我が国においても、2050年カーボンニュートラル宣言（2020年10月）、2030年度温室効果ガス排出量46%削減目標（2021年4月）を掲げている。

課題

- ・ GXの実現のためには、2050年のカーボンニュートラル等の脱炭素を実現するとともに、産業競争力の強化、経済成長・発展が必要不可欠である。
- ・ 2050年時点の削減目標の達成や将来産業の創出に向けては、既存技術の導入だけでなく新規技術の創出が必要であり、革新的GX技術を継続的に生み出すためには、産業界における実証や技術開発と並行してアカデミアにおける研究開発と人材育成への支援、企業とアカデミアの真の連携に取り組むことが重要である。



PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	先端国際共同研究推進基金
基 金 事 業 名	先端国際共同研究推進プログラム
基金の造成法人等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
事 業 概 要	高い科学技術水準を有する欧米等先進国を対象として、政府主導で設定する先端分野における大型国際共同研究への支援を行う。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>※流れは第1回公募のスケジュールに基づいて記載。</p> <p>6月～翌年1月頃 ・日本医療研究開発機構は、政府主導で設定された分野・領域、国・地域を対象として、研究課題の公募（審査・採択・交付）を実施。</p> <p>翌年2月～5月頃 ・日本医療研究開発機構は、審査の結果等を踏まえ、プログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）の助言を受けながら、事業運営や次期公募について検討。</p> <p>翌年6月～8月頃 ・日本医療研究開発機構は、研究・経営評議会の意見も踏まえ、前年度における業務の実績について自ら評価を実施し、事業運営に反映する。 ・日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施。</p> <p>翌年9月頃 ・日本医療研究開発機構の自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施。</p> <p>開始から3年目 ・日本医療研究開発機構は本プログラム及び課題の評価を行う。本プログラムの中間評価は開始3年目を目処に1回実施することとする。課題評価は研究開発開始後3年程度を目安として外部有識者が評価委員を務める当該事業の課題評価委員会により実施し、これを基に適切な予算配分、研究計画の見直しを行う等により、被評価者の研究運営及び日本医療研究開発機構の事業運営の改善に資することを目的とする。 ・必要と認める課題については時期を問わず中間評価を実施し、評価結果に応じて研究課題の早期終了の措置を行うこととしている。</p> <p>※翌々年度4～6月に実施する基金シートによる基金の定量的な評価等も随時活用。</p> <p><実施体制></p> <p>文部科学省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のPDCAに関する点検等。 <p>日本医療研究開発機構：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の公募・採択及び運営。 <p>※主な外部有識者会議</p> <p>【日本医療研究開発機構に設置】</p> <p>医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業先端国際共同研究推進プログラム（ASPIRE）課題評価委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択（応募）課題に係る事前、中間及び事後評価を行う（2023年度は事前評価（採択）に係るもののみ開催予定）。 	

研究・経営評議会：

- ・アカデミア等外部有識者による会議体。業務の実績に係る日本医療研究開発機構による自己評価に関する意見を聴取する。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 国立研究開発法人日本医療研究開発機構HP

公表時期 期末後2か月以内目途

(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

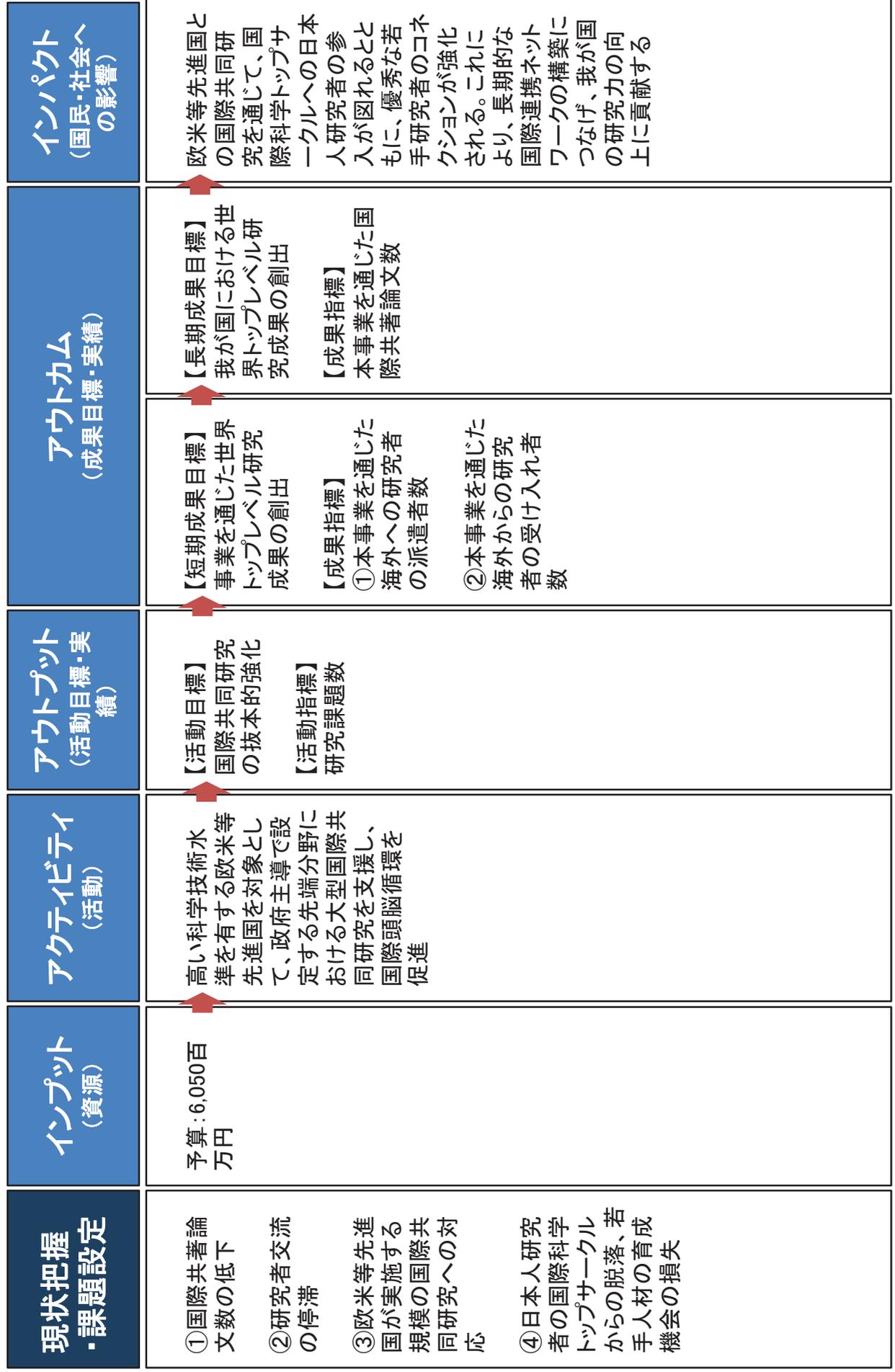
- ・日本医療研究開発機構は、全ての個別研究課題について、毎年度末に研究成果等の報告を受領するとともに、PS、P0の意見を踏まえつつ、各課題の研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直しを含む）が必要であるか検討し、次年度の公募計画を見直すとともに、予算配分等へ反映する。

(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・医療分野の外部有識者88名が評価委員を務める課題評価委員会において、採択（応募）課題に係る事前、中間及び事後評価を行う。また、医療分野のアカデミア等の外部有識者8名による会議体である研究・経営評議会から、日本医療研究開発機構による業務実績に係る自己評価への意見を聴取し、事業運営に反映する。

【備考】

先端国際共同研究推進プログラムのロジックモデル



P D C A の枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	抗菌薬原薬国産化支援基金
基 金 事 業 名	抗菌薬原薬国産化事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
事業概要	国民の生存に必要不可欠な抗菌性物質製剤の安定供給を確保することを目的に、海外依存度の高い抗菌薬の原薬製造及び備蓄体制構築を確保しようとする企業に対して、原薬製造及び備蓄体制構築に必要な経費の支援を行う。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>4月頃 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、所内に設置する基金管理委員会において、基金の運用や交付事業者の事業進捗状況等の点検確認を実施する。</p> <p>7月末まで 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、抗菌薬原薬国産化支援基金管理運営要領に基づき、毎事業年度、基金の額及び基金事業等の実施状況について厚生労働大臣に報告する。</p> <p>11月頃 厚生労働大臣は、経済安全保障推進法に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から提出された報告書に意見を付して、国会に報告を行う。</p> <p>1月～2月頃 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、抗菌薬原薬国産化支援基金管理運営要領に基づき、毎年度開始前に、事業計画書を厚生労働大臣に提出する。</p> <p>3月末まで 厚生労働大臣は、抗菌薬原薬国産化支援基金管理運営要領に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所から提出された事業計画書について承認を行う。</p> <p><実施体制></p> <p>厚生労働省： 基金交付の前提となる供給確保計画の承認・見直し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の指導・監督</p> <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）： 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等</p> <p>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所： 認定供給確保事業者からの交付申請手続き全般</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	
<p>本施策は、経済安全保障推進法に基づいて実施されるもの。同法に基づき、供給確保計画が認定された場合には、当該計画を行う事業者は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に助成金の交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。また、進捗評価において計画に沿って実施しているか確認し、適切な予算執行を行う。必要に応じて補助金交付の減額又は中止の措置を取る。</p>	

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

内閣府が開催する、重要な物資の安定供給確保をはじめ経済安全保障に知見のある学識経験者等で構成された「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定状況や安定供給確保の取組状況の報告等を適宜行う。

【備考】

「抗菌薬原薬国産化事業」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への影響)
<p>感染症対応に必要な注 射系抗菌薬の 大多数を占めるβラクタム系 抗菌薬について、その原材料 及び原薬をほぼ100%中国に 依存している。</p> <p>供給途絶リスクを考慮すると、国内製造体制構築が急務。</p>	<p>予算:55,297百万円</p>	<p>海外依存度の高い抗菌薬の原薬製造及び備蓄体制構築の支援</p>	<p>助成の交付決定件数</p>	<p>国内における医薬品の安定供給を確保できるよう、国内生産体制を整備し、国内自給率の向上を図り、海外での製造や輸出の停止等が発生した際に供給不安が生じないようにする。</p>	<p>国民の生存に必要不可欠な抗菌薬物質製剤について、海外からの供給断絶時においても安定供給を可能とする体制を確保する。</p>

P D C A の枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	農林水産省
基 金 名	肥料原料備蓄対策事業基金
基 金 事 業 名	肥料原料備蓄対策事業
基金の造成法人等	一般財団法人肥料経済研究所
事 業 概 要	肥料の安定供給体制の確立に向けて、①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第9条の規定に基づく供給確保計画の認定を受けた肥料輸入事業者又は肥料製造事業者（以下「肥料関係事業者」という。）が本事業の対象となる肥料原料（りん酸アンモニウム及び塩化カリウム）を備蓄するために必要となる保管費用（保管料、保険料等）、②肥料関係事業者又は肥料関係事業者と共同で供給確保計画の認定を受けた倉庫業者が肥料原料を備蓄するために必要となる保管施設の整備費用、③基金管理団体が本事業を実施するために必要となる事務費用を支援する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞	
随時（令和5年度は7月（実績）及び12月（見込み））	肥料経済研究所は、供給確保計画の農林水産大臣認定を受けた肥料関係事業者からの事業実施計画及び助成金交付申請を受け、事業実施計画の採択及び交付決定を行った場合、農林水産省に報告を行う。
毎月上旬（交付決定後）	農林水産省は、供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者が交付決定を受けた後、毎月上旬、当該肥料関係事業者から、肥料原料の前月各期末（※）の在庫数量に係る報告を受ける。これにより、各月の備蓄数量目標の達成状況を確認する。 ※上期：1～10日、中期：11～20日、下期：21～末日 肥料経済研究所は、上記の肥料関係事業者から、肥料原料の前月各期末の在庫保管に要した費用について、報告を受ける。
4月末まで	肥料経済研究所は、供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者から、前年度の肥料原料の在庫保管に要した費用等について、報告を受ける。 これにより、肥料関係事業者の備蓄数量実績の合計を把握する。
毎事業年度開始の1か月前まで	肥料経済研究所は、経済安全保障推進法第35条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始の1か月前までに、本事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、外部有識者等により構成される理事会の承認を得た上で、当該事業計画書等を内閣総理大臣（※）及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、認可を受ける。 ※内閣府の提出先は、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）（以下同じ）。
毎事業年度終了後3か月以内	肥料経済研究所は、経済安全保障推進法第35条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に本基金事業に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、理事会の承認を得た上で、主務大臣に提出するとともに、これを公表する。
毎事業年度終了後6か月以内	肥料経済研究所は、経済安全保障推進法第34条第8項の規定に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に本基金事業に関する報告書を作成し、理事会の承認を得た上で、主務大臣に提出する（主務大臣は、報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告する。）。

毎月1回 肥料経済研究所は、上記の収支決算書について、毎事業年度終了後3か月以内の提出に向けて、毎月、前月分の収支決算書及び貸借対照表を農林水産省に提出する。農林水産省において、内容の確認を行うとともに、事業年度終了後に肥料経済研究所から遅滞なく実績報告書が提出されるよう、準備を進める。

※上記のうち事業報告書及び収支決算書の内容を踏まえて、第2四半期までに基金の規模が適切であるかの検証を実施し、例年9月末、基金シートにおいて、本基金事業の執行実績や基金の保有割合等を公表。

<実施体制>

農林水産省：

- ・肥料関係事業者から申請される供給確保計画の内容審査・認定手続、前月各期末の在庫数量に係る報告の確認等。
- ・肥料経済研究所から提出される事業計画書・報告書、収支予算書・決算書及び国会報告書の内容確認等を通じた、本基金事業の進捗の点検・評価。
- ・経済安全保障推進法第48条の規定に基づく報告徴収・立入検査。

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：

- ・関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。
- ・肥料経済研究所から提出される事業計画書・報告書、収支予算書・決算書及び国会報告書の内容確認等を通じた、本基金事業の進捗の点検・評価。
- ・「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。

肥料経済研究所：

- ・事業計画書・報告書、収支予算書・決算書及び国会報告書の作成、主務大臣への提出。
- ・供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者から提出される事業実施計画及び助成金交付申請の受付、事業実施計画採択・交付決定、農林水産省への報告。
- ・肥料関係事業者からの事業申請に係る相談窓口の設置、問合せ対応等。

理事会：

- ・肥料経済研究所に設置。肥料経済研究所理事長及び常務理事のほか、関係団体、輸入商社及び肥料メーカー一カ一所属の者により構成。
- ・事業計画書・報告書、収支予算書・決算書及び国会報告書について、肥料経済研究所から主務大臣への提出に際し、事業の進捗の点検・評価の観点から審査し、承認を行う。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 肥料経済研究所HP

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・肥料関係事業者による肥料原料の備蓄数量目標の合計の状況に応じて、追加申請や追加助成の必要可否を判断する。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・理事会は、肥料原料の調達や肥料の製造に係る動向、肥料業界の動向等に精通し、豊富な知見を有する団体や事業者により構成されている。肥料経済研究所から主務大臣への各種報告書の提出に際し、豊富な知見や最新の動向を踏まえた視点から、事業の進捗の点検・評価を行っている。
- ・内閣府が開催する「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行うこととしている。

【備考】

「肥料原料備蓄対策事業」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への影響)
<ul style="list-style-type: none"> ○世界的な穀物需給の変動等による肥料原料の調達価格の不安定化 ○主要な肥料原料の供給国における政情変化等による肥料原料の供給停滞等の影響 ○我が国への肥料原料の供給不安に対応し、肥料を安定的に供給しうる体制を構築することが必要 	予算： ○令和4年度第2次補正予算 16,000百万円 ○令和5年度当初予算 100百万円	肥料関係事業者が肥料原料を備蓄するために必要となる保管費用、保管施設の整備費用等を支援	<活動目標> 肥料の安定供給体制の構築 <活動実績> 肥料関係事業者による肥料原料の備蓄数量目標(※)の合計 ※肥料関係事業者における直近3か年の年間平均輸入量又は年間平均使用量に対して、りん酸アンモニウムにあっては12分の1、塩化カリウムにあっては12分の2の恒常的な在庫を保有した上で、これを超える数量を備蓄する目標。	【長期】 <成果目標> 令和9年度までに、肥料原料の年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に確保する <成果実績> 肥料関係事業者による肥料原料の備蓄数量実績の合計	我が国における肥料のサブライチエーションを強化し、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給しうる体制を構築

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（永久磁石）
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（永久磁石）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の業務報告書を提出する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（永久磁石）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、永久磁石分野の供給体制に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業（永久磁石）」のロジックモデル

<p>現状把握 ・課題設定</p>	<p>重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化</p> <p>一部の重要な物資については、安定供給を確保するための対応を行わなければならないが、供給不足が生じた場合、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある</p>
<p>インプット</p>	<p>予算：25,300百万円</p>
<p>アクティビティ</p>	<p>法律に基づき認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率：最大1/2)</p>
<p>アウトプット</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>
<p>アウトカム</p>	<p>【短期】 2025年時点の生産能力を国内需要まで高める</p> <p>【長期】 ①2030年時点のネオジム磁石国内需要量を満たす生産能力増強を実施する ②2030年時点のネオジム磁石リサイクル能力を2020年比2倍とする</p>
<p>インパクト</p>	<p>永久磁石の安定供給確保を実現</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（工作機械・産業用ロボット）
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（工作機械・産業用ロボット）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の交付金の助成状況を報告する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（工作機械・産業用ロボット）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、工作機械・産業用ロボット分野の供給体制に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業（工作機械・産業用ロボット）」のロジックモデル

現状把握 ・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト	
<p>重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化</p> <p>一部の重要な物資については、安定供給を確保を図るため、対応をしなければ、供給不足が生じた場合、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある</p>	<p>予算：41,600百万円</p>	<p>法律に基づき認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率：最大1/3)</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>	<p>【短期】</p> <p>①工作機械の国内生産能力を2025年時点で約8万台に強化</p> <p>②産業用ロボットの国内生産能力を2025年時点で約26万台に強化</p>	<p>【長期】</p> <p>①工作機械の国内生産能力を2030年時点で約11万台に強化</p> <p>②産業用ロボットの国内生産能力を2030年時点で約35万台に強化</p>	<p>工作機械及び産業用ロボットの安定供給確保を実現</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（航空機の部品）
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（航空機の部品）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の業務報告書を提出する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（航空機の部品）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、航空機分野の供給体制に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業（航空機の部品）」のロジックモデル

<p>現状把握 ・課題設定</p> <p>重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化 一部の重要な物資については、安定供給を確保を図るための対応を行わなければならないが、供給不足が生じた場合、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある</p>	<p>予算：41,700百万円</p>	<p>法律に基づく認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率：最大1/2)</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>	<p>【短期】 ①2027年時点における大型鍛造品の国内需要を満たす供給量を確保する ②2027年までに国産CMC製部品の認証取得に向けた評価に必要となる供給能力を確保する ③2027年までに国内での炭素繊維の年間の公称生産能力を5000t以上増強する</p>	<p>【長期】 ①2030年までに、国内需要を満たすための供給量を、コスト競争力を有する形で確保する ②2030年以降に導入が見込まれる次期航空機エンジン等を念頭に置いた試作機へ国産CMC製部品を供給する ③2030年時点における次期航空機などの航空機用途における炭素繊維の国内需要を満たすための国内生産量を確保する</p>	<p>インパクト</p> <p>航空機の部品の安定供給確保を実現</p>
<p>アウトプット</p>		<p>アウトカム</p>		<p>インパクト</p>		

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（半導体）
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（半導体）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の業務報告書を報告する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（半導体）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、半導体分野の供給体制に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業(半導体)」のロジックモデル

<p>現状把握 ・課題設定</p>	<p>重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化 一部の重要な物資については、安定供給を確保を図るため、対応をしなければ、供給不足が生じた場合、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある</p>
<p>インプット</p>	<p>予算:368,610百万円</p>
<p>アクティビティ</p>	<p>法律に基づく認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率:最大1/3)</p>
<p>アウトプット</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>
<p>アウトカム</p>	<p>【短期】 国内で生産施設の整備を完了し、当該生産施設で半導体や半導体製造装置等が安定的に生産される (認定事業者が生産施設の整備を完了し、認定計画に基づく継続生産を実施している割合)</p>
<p>アウトカム</p>	<p>【長期】 従来型半導体及び半導体のサプライチェーンを構成する部素材等の製造能力の強化等を図り、各種半導体の国内生産能力を維持・強化する (2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高(半導体関連)として、15兆円超を実現)</p>
<p>インパクト</p>	<p>半導体の安定供給確保を実現</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業(クラウドプログラム)
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（クラウドプログラム）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1)具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2)事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の業務報告書を提出する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（クラウドプログラム）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後 1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、クラウドプログラム分野の供給体制に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業(クラウドプログラム)」のロジックモデル

現状把握・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>クラウドサービスは、デジタル分野にとどまらず、あらゆる国民生活・産業活動にとって不可欠となっている。一方で、国内に事業基盤を有する事業者のシェアは低下傾向。現在の傾向が続けば、国内で自律的に基盤的なクラウドサービスの開発する産業基盤を喪失するおそれがある。そのため、国内に事業基盤を有する事業者が基盤クラウドを持続的に提供できるような体制を構築することが必要。</p>	<p>予算：20,000百万円</p>	<p>法律に基づく認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率：最大1/2)</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>	<p>【短期】 基盤クラウド技術の開発や基盤クラウドプログラムの開発の生産基盤に関する設備導入を計画通り進める。</p> <p>【長期】 基盤クラウドプログラムの安定供給を確保し、2027年度までに国内に事業基盤を有する事業者が基盤クラウドを持続的に提供できるような体制を構築する。</p>	<p>国内に事業基盤を有する事業者が基盤クラウドを持続的に提供できるような体制を構築する。</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（蓄電池）
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（蓄電池）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の補助
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始した。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ NEDOに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 NEDOは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 NEDOは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、NEDOから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>12月末 NEDOは、経済産業大臣あてに当該事業年度上半期の業務報告書を提出する。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（蓄電池）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>NEDO：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はNEDOに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・政策効果を測定するに当たっては、蓄電池分野に知見を有する外部有識者等と連携・協力する予定。

【備考】

「安定供給確保支援事業（蓄電池）」のロジックモデル

現状把握・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<p>蓄電池は2050年カーボンニュートラル実現のカギ。自動車等のモビリティの電動化においてバッテリーは最重要技術であり、再エネの主力電源化のため蓄電池の配置が不可欠。5G通信基地局やデータセンター等の重要施設のバックアップ電源であり、各種IT機器にも用いられ、デジタル社会の基盤を支えるために不可欠なインフラの一つでもあり、レジリエンス強化のためにも重要。以上のように電化社会・デジタル社会において国民生活・経済活動が依拠する重要物資である。</p> <p>日本企業は2010年代前半には50%を超える世界シェアを獲得していたものの、政府支援も背景とした中国・韓国企業の台頭により、そのシェアを年々低下させ、現在は約20%程度となっている。現行世代のリチウムイオン電池の市場が当面続く見込みである中で、このまま我が国蓄電池産業のシェアが低下し続けられれば、全固体電池等の次世代電池市場での競争に入る前に産業基盤が損なわれてしまうおそれがある。</p>	<p>予算： 331,600百万円</p>	<p>法律に基づく認定を受けた供給確保計画の実施に必要な資金の補助 (助成率： 1/3、1/2以内)</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づき認定を行った民間事業者等の供給確保計画に基づく取組への支援</p>	<p>【短期】 認定供給確保計画において、生産設備の導入が計画通りに進捗する</p> <p>【長期】 遅くとも2030年までに、蓄電池・材料の国内製造基盤150GWh/年の確立を目指す</p>	<p>蓄電池の安定供給確保を実現</p>

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（可燃性天然ガス）
基金の造成法人等	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（可燃性天然ガス）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ JOGMECに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 JOGMECは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 JOGMECは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保推進法に基づき、JOGMECから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（可燃性天然ガス）における認定供給確保事業者との協力、検証（個別の助成事業の実施状況を含む）等。 <p>JOGMEC：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>認定供給確保事業者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「供給確保計画」の作成・提出。 ・ 計画に基づく事業の適切な実施。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 	

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 経済産業省のHP

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はJOGMECに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、必要に応じ見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・事業者から提出のあった供給計画について、資源分野に知見を有する外部の有識者等に意見照会を実施し、当該意見を踏まえながら認定を行う。

【備考】

「安定供給確保支援事業(可燃性天然ガス)」のロジックモデル



PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	安定供給確保支援基金
基 金 事 業 名	安定供給確保支援事業（重要鉱物）
基金の造成法人等	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）
事 業 概 要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安保推進法）に基づく認定を受けた特定重要物資（重要鉱物）の安定供給確保のための取組に関する計画（供給確保計画）の実施に必要な資金の助成
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。2022年12月に施行され、供給確保計画について法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・ 同法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 ・ JOGMECに造成された基金については以下のとおりの流れを想定。 ・ 個別の助成事業については、随時進捗状況の点検・評価を実施することとしている。 <p>6月末 JOGMECは、実施要領に基づき毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月末 JOGMECは、経済安保推進法に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃 経済産業大臣は経済安保法に基づき、JOGMECから提出された業務報告書を踏まえて点検・評価を行い、意見を付して国会に報告を行う。</p> <p>随時 個別の助成事業の進捗状況を必要に応じて点検・評価する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済安保推進法（特定重要物資の安定的な供給の確保関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 ・ 安定供給確保支援事業（重要鉱物）及び個別の助成事業の実施状況の検証。 <p>JOGMEC：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定供給確保支援基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>内閣府政策統括官（経済安全保障担当）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁における供給確保計画の認定に際し、全体俯瞰的な視点からの助言等を行う。 ・ 「経済安全保障法制に関する有識者会議」において、供給確保計画の認定や安定供給確保の取組の報告等を適宜行う。 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <p>公表場所 経済産業省のHP</p> <p>公表時期 期末後1か月以内目途</p>	

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

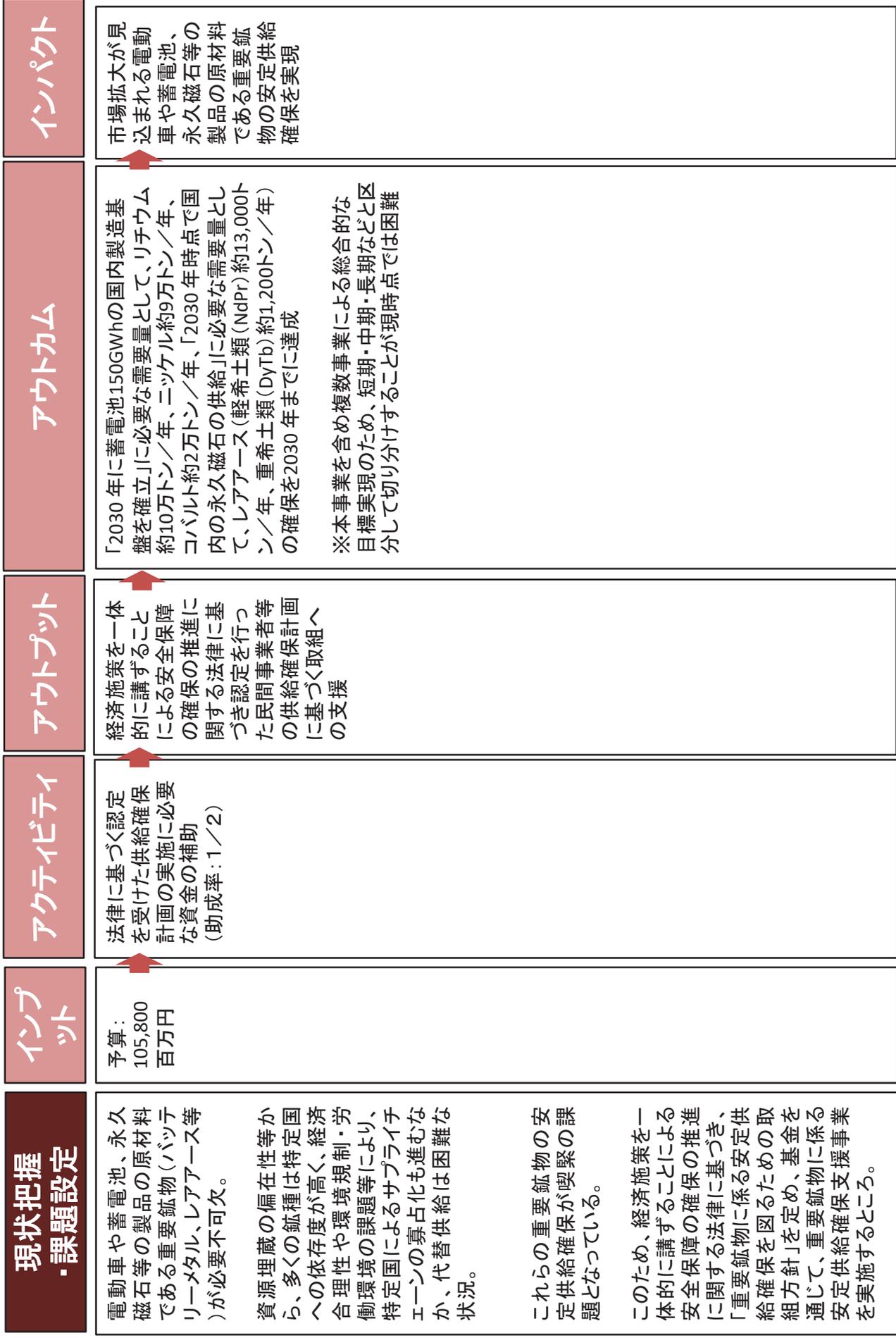
- ・本施策は経済安保推進法に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画を実施する事業者はJOGMECに交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
- ・また、助成金の交付後は各助成事業について随時実施状況を確認し、少なくとも年度ごとに必要な見直しを行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・事業者から提出のあった供給計画について、重要鉱物分野の供給体制に知見を有する外部の有識者等に意見照会を実施し、当該意見を踏まえながら認定を行う。

【備考】

「安定供給確保支援事業（重要鉱物）」のロジックモデル



P D C A の枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	バイオものづくり革命推進基金
基 金 事 業 名	バイオものづくり革命推進事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事業概要	<p>バイオものづくりにおける原料の多様化・製品の社会実装を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>（１）未利用資源等の原料調達・製品利用のための実証</p> <p>（２）産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化</p> <p>（３）微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証</p> <p>（４）微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証</p> <p>（５）バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法の開発・調査（LCA評価、製品表示等）</p>
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 （※ロジックモデルは別紙）	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞</p> <p>プロジェクトごとの年数程度 NEDOは、研究開発の実施者、プロジェクトマネージャー（PM）、プロジェクトリーダー（PL）等と緊密に連携し、各開発テーマの研究開発の進捗状況を把握する。また、社会実装・技術推進委員会において、事業の評価を実施し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する。</p> <p>年に1回程度 経済産業省は、実施案件のフォローアップを行うためにWGを開催し、NEDO及び研究開発の実施者はWGにおいて進捗等の報告を行う。同会議は、事業全体を俯瞰する視点から助言・指摘を行う。</p> <p>毎年6月 NEDOは、交付要綱に基づき、基金事業開始から事業終了後5年後までの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について経済産業大臣に報告する。当該報告を受け、経済産業省は執行状況を踏まえて基金の規模が課題となっていないか等について検証する。</p> <p>毎年9月頃 NEDOは、科技・イノベ法に基づき、基金に係る業務に関する報告書を作成し経済産業大臣に提出する。</p> <p>毎年11月頃 経済産業大臣が、科技・イノベ法に基づき、NEDOから提出された業務報告書に意見を伏して、国会に報告する。</p> <p>＜実施体制＞ 経済産業省： 事業を実施するうえでの重要な方針（研究開発計画 等）の決定、補助金交付要綱及び実施要領の作成、NEDOへの指導・監督、バイオものづくり革命推進ワーキンググループ（WG）の事務局業務。</p> <p>NEDO： 基金の設置及び当該基金の適切な管理・運用、研究開発計画の改定に係る支援、事業の公募及び説明会に係る業務、実施者の選定に係る業務、事業の契約・助成金の交付・検査・支払い手続きに係る業務、プログラムマネージャー・プロジェクトリーダー等の選任、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言及び社会実装・技術推進委員会の設置・開催、技術市場動向の調査、プロジェクトのモニタリング・</p>	

評価結果への対応、事業の広報・成果普及に係る業務、基金事業の実施状況・成果の把握、経済産業省への報告。

WG：

研究開発計画の審議、研究開発計画の変更の審議、経営面でのコミットメントの審査、プロジェクト実施企業等の経営層との対話を通じた指導・助言、プロジェクトの取組状況の確認・外部環境等を踏まえた改善点の指摘、産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会への報告、研究開発事業の事前・中間・事後評価。

社会実装・技術推進委員会：

企業等からの研究開発提案の審査、プロジェクトに対する技術面・事業面での専門家の助言（年数回程度の開催）、企業等のプロジェクト実施計画の変更内容の審査・承認、ステージゲートにおけるプロジェクトの継続・中止判断にかかる審査、WGにて指摘された改善点等をプロジェクトに反映するための助言。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 経済産業省ホームページ

公表時期 期末後1か月以内

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・外部有識者等で構成する社会実装・技術推進委員会による定期的（年1回程度）な評価を実施し、開発目標の達成見通しを常に把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査する。
- ・NEDOは、社会実装・技術推進委員会による評価を経済産業省・WGに報告し、必要に応じて、開発テーマ毎の予算配分の増加や縮小、実施体制の再構築を行う。
- ・WGは、経営面でのコミットメントの審査、プロジェクト実施企業等の経営層との対話を通じた指導・助言、プロジェクトの取組状況の確認・外部環境等を踏まえた改善点の指摘を行い、社会実装・技術推進委員会は指摘内容をプロジェクトに反映するための助言を行う。

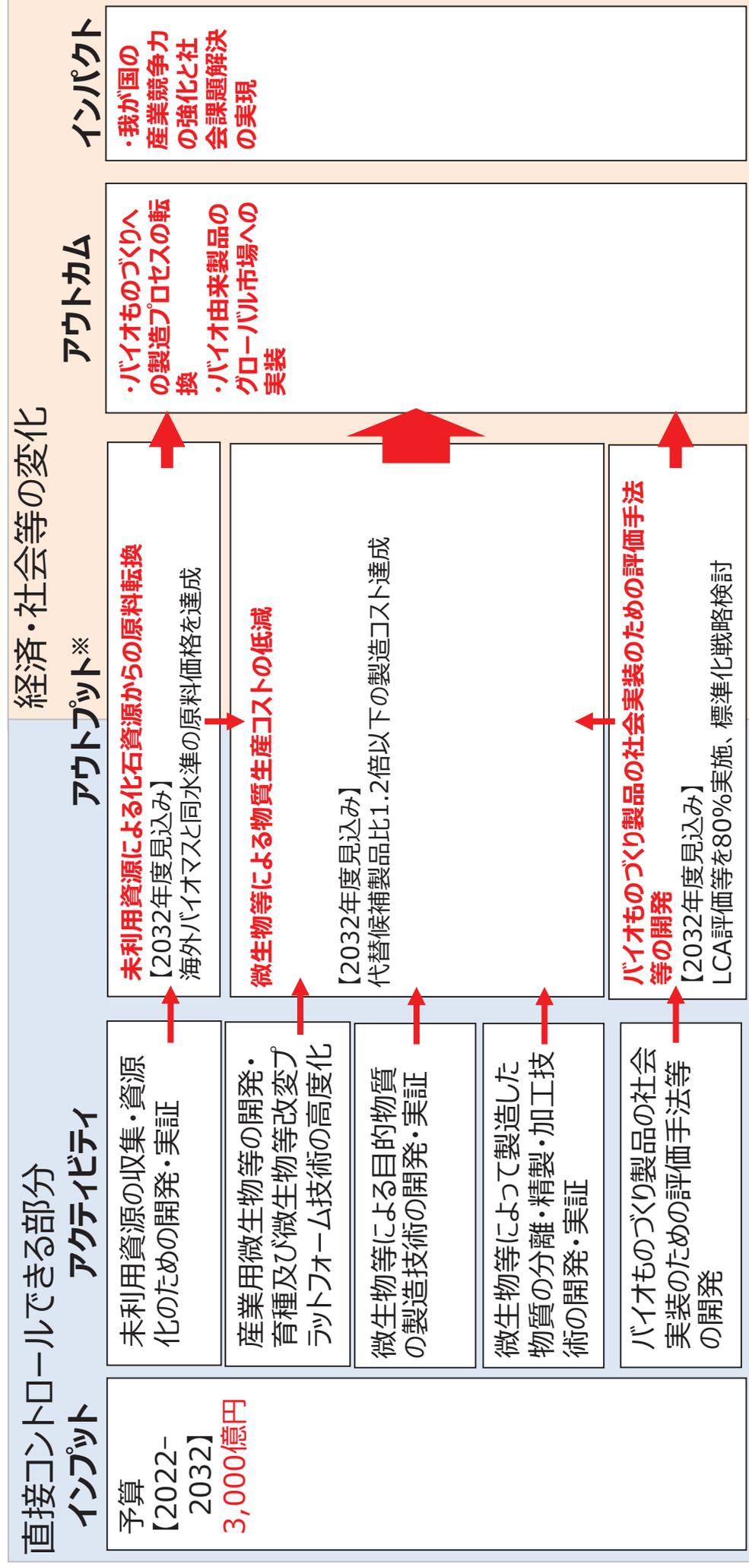
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・各プロジェクトの進捗確認を行うWGには、技術・経営・標準・金融等の知見を有する専門家がメンバーに加わっており、分野横断的な体制を構築している。また、WGでの議論の際には、NEDOの社会実装・技術推進委員会での評価結果や最新の政策動向・技術動向等も情報提供することとしている。なお、社会実装・技術推進委員会の委員についても、技術的な知見を有する専門家であり、プロジェクトの成果の評価に際して、知見を十分に取り入れることが可能。
- ・なお、WGにおける審議内容については議事要旨・議事録等の審議内容を外部に公開している（ただし、特別の事情があり、一部非公表での審議を行う場合は、配付資料・議事録の該当部分は非公表としている）。

【備考】

「バイオものづくり革命推進事業」のロジックモデル

- バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオ由来製品のグローバル市場への実装を推進し、ひいては我が国の産業競争力の強化と社会課題解決を実現する。



※実施者からの提案内容を踏まえ、事業を実施する中で対象となる市場毎に定量目標を提示する。

※実施者は、本事業終了時に技術の社会実装・事業化が達成可能な計画を提案する。

PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	ディープテック・スタートアップ支援基金
基 金 事 業 名	ディープテック・スタートアップ支援事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
事業概要	<p>ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術の事業化を加速するとともに、事業会社との連携等を促すことを通じて当該技術を利用した製品・サービス等の社会実装の実現に繋げていくことを目的に、ディープテック・スタートアップの行う、リスクの高いものの中長期的な社会課題の解決にも資すると考えられる幅広い研究開発を支援する。具体的には以下の支援を行う。</p> <p>（１）実用化研究開発支援：技術シーズの実用化に向けた研究開発の支援</p> <p>（２）量産化実証支援：要素技術を確立し、初期の生産技術開発後に実施する、商用化の実現に向けた量産化・スケール化のための技術実証の支援</p> <p>※（１）、（２）は海外技術実証支援（国際的な社会的課題の解決を含めた国外ニーズ等に対応するための研究開発を行う場合の支援）を含み、（１）から（２）を一貫通貫で支援することも可能。</p> <p>（３）国際共同研究開発特化型支援：海外事業者との国際共同研究開発であって、外国政府や海外の研究開発支援機関等が関与するものを行う場合の支援</p> <p>（４）SBIR指定補助金等の事業支援：国の設定する課題（調達ニーズ、社会課題）の解決に資する技術に係る研究開発の支援</p>
<p>(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)</p>	
<p>(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p>	
<p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ></p> <p>プロジェクト 原則として毎年度、NEDOにおいて、外部有識者の助力を得つつ、進捗状況等の確認の 毎に年1回 ためのモニタリングを採択者に対して行う。 モニタリング結果も踏まえ、必要に応じてパートナーVC等とも協調をしつつ、採択者の状況に応じた柔軟な伴走支援（専門人材からの技術面・事業面の助言、連携先・支援策の紹介、試験実施場所情報の提供等）を行う。</p> <p>プロジェクト 一貫通貫で支援する場合には、研究開発の適切な管理及び事業化・社会実装を加速さ に応じて実施 せることを目的として「ステージゲート（SG）審査」（事業の進捗の把握・評価、事業の加速に向けた指摘、支援を継続するか否かの決定等を実施。）を行う。</p> <p>定期開催 基金事業全体の進捗に関しては、NEDOと経済産業省との間で定期的に打ち合わせを行い、進捗状況等を確認する。</p> <p><実施体制> 経済産業省： ・基金執行にあたり基本的な考え方を定めた方針の策定・公表及び改定 ※「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」を策定済。 ・事前評価の実施 ・NEDOへの補助金交付（補助金交付要綱及び実施要領の作成、本事業の管理等） ・スタートアップ関連施策を実施する関係省庁や関係政府機関との連携 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく、本事業の執行状況に係る国会報告関連事務</p> <p>NEDO： ・本事業に係る資金の管理・運用 ・実施方針・交付規程・公募要領の策定・公表</p>	

- ・スタートアップ型研究開発マネジメントに係る事務の実施
- ・成果最大化に向けた仕組みの実行に係る事務の実施
- ・本事業の実施状況・成果のとりまとめ、経済産業省への報告

※SBIR指定補助金等の事業においては、課題を設定した担当課室がNEDOと連携して事業管理に係る事務を実施。

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 経済産業省ホームページ

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

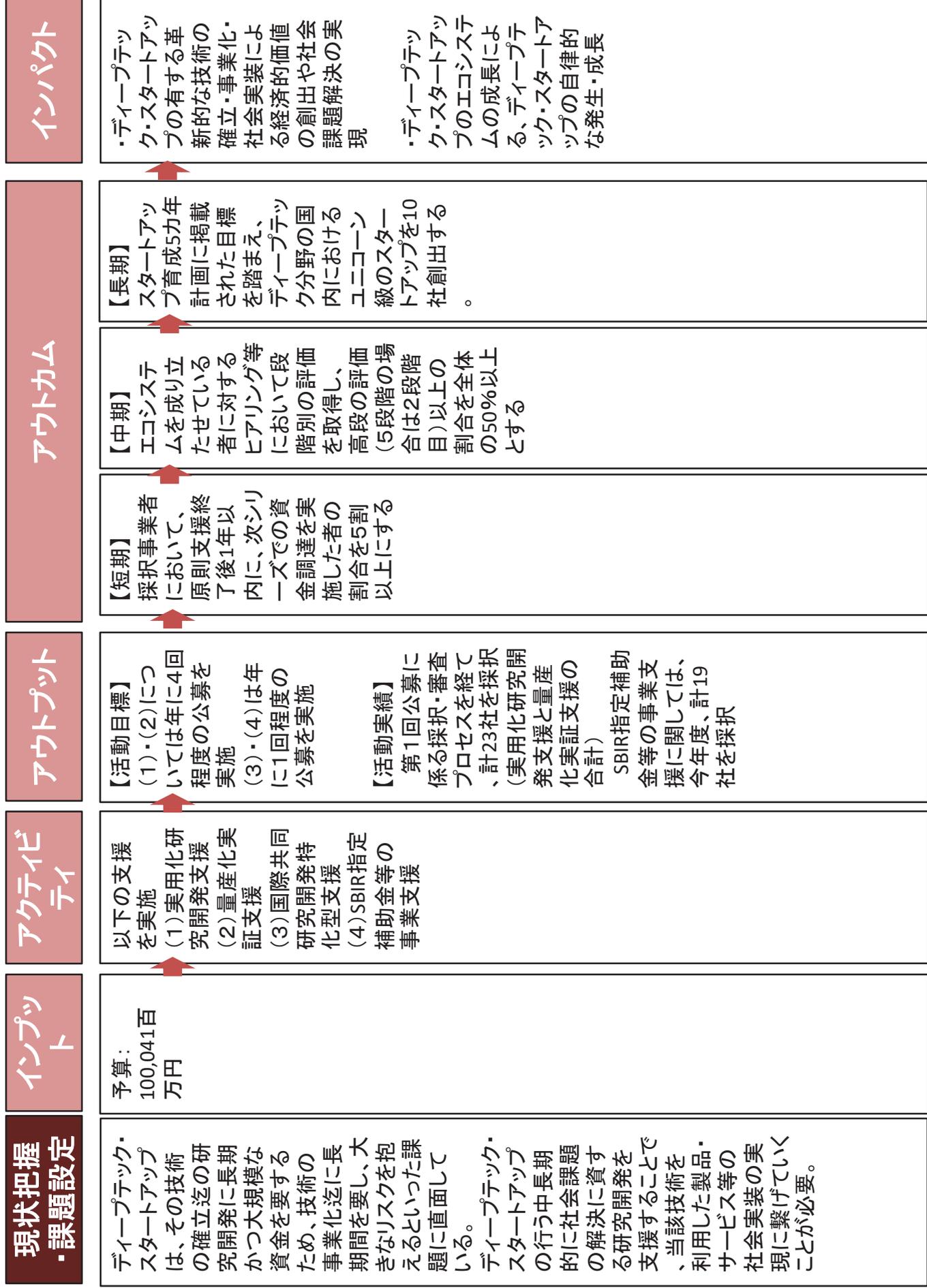
- ・事業の進捗状況、各プロジェクトにおける外部有識者を交えたモニタリングの状況、SG審査の状況等を踏まえて、公募やSG審査を適切に実施しつつ、必要に応じて本事業の支援対象や実施体制等の基本的な考え方を定めている「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」を見直すこととしている。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・採択審査プロセス、モニタリング、SG審査等、本事業の執行においては外部有識者に関与いただき、その知見を活用することとしている。

【備考】

「ディープテック・スタートアップ支援事業」のロジックモデル



PDCAの枠組み構築状況（個票）

所 管 府 省	経済産業政策局
基 金 名	リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金
基 金 事 業 名	リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業
基金の造成法人等	一般社団法人環境パートナーシップ会議
事 業 概 要	個人が民間の専門家に相談し、リスクリングから転職までを一体的に支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事業者等に対して支援する。
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 (※ロジックモデルは別紙)	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	
<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>毎週 事務局は、基金事業全体の執行状況や個別補助事業の進捗状況の点検・確認を行う。経済産業省と基金設置法人は、事務局から進捗状況の点検・確認結果等の報告を受け、事業全体を効率的かつ効果的に進める等の観点から、必要に応じて事務局への指導等を実施。</p> <p>2023年3月～（随時） 事務局は、事務局内に設置した有識者委員会に対して、事業設計上の論点や点検・確認結果等を報告。同委員会は、第三者的な視点及び人材分野等における専門的な視点から、助言・指摘を行う。</p> <p>2023年3月～（随時） 事務局は、必要に応じて公募（審査・採択・交付含む）を実施。採択に向けた審査は、事務局内に設置した第三者委員会により実施。経済産業省は、追加公募実施の有無や公募内容の変更等について、点検・確認の結果等を踏まえ検討。</p> <p>10月末、4月末 基金設置法人は、実施要領に基づき、毎年度、基金の額、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の実施決定件数・実施決定額・保有割合、保有割合の算出根拠等について経済産業大臣へ報告を行う。</p> <p>7月末、10月末、1月末、4月末 基金設置法人は、基金設置法人のHPにおいて基金の執行状況等を公表する。</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要領等の基金全体方針の作成 ・基金設置法人及び事務局への指導・監督等 <p>一般社団法人環境パートナーシップ会議（基金設置法人）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の管理・運用 ・個別補助事業者への支払 ・事務局への指導・監督等 <p>株式会社野村総合研究所（事務局）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の公募・審査・採択 ・個別補助事業の進捗管理（交付決定、確定検査等）等 <p>有識者委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業設計上の論点に関する助言・指摘 等 <p>第三者委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の採択に関する審査 等 	

②四半期ごとの基金残高等の公表：

公表場所 基金設置法人のホームページ

公表時期 期末後1か月以内目途

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映

- ・経済産業省において、基金事業全体の執行状況や個別補助事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて公募回数や公募内容の見直し等を行い、効率的かつ効果的に基金事業が実施されるよう随時適切な指導監督を行う。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み

- ・補助事業の設計においては、事務局に設置した4名の外部有識者（人事・労務・キャリアに関する学識者及び有識者）で構成される有識者委員会にて、事業設計上の論点や点検・確認結果等を報告し、助言・指摘を得ることとしている。
- ・補助事業の採択においては、事務局に設置した18名の外部有識者（キャリア、リスキリングコンテンツ、転職市場に関する学識者及び有識者）で構成される第三者委員会にて厳正な審査を行っている。また、公募回毎に事業者からの申請内容について、評価できた点や改善点をまとめたコメントを事務局HPで公表している。

【備考】

「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」のロジックモデル

